

益田氏・吉見氏の「境目」地域黒谷の歴史と文化財

中 濱 司 健 一
目 次 謙 一

はじめに

本稿で紹介する古文書、仏像・神像、棟札は、中世石見国黒谷に関するものである。紹介に先立ち、まず中世の黒谷の歴史について概略を示す。⁽¹⁾

黒谷は莊園長野莊を構成する郷の一つで、上黒谷及び下黒谷とも見え、前者が現在の益田市上黒谷町を、後者が益田市黒周^{くろす}町を中心とする地域と考えられる。しばしば北に隣接する美濃地（益田市美濃地町及び有田町）とともに文献にあらわれる。

貞応元年（一二三二）の六波羅書下からは、「美乃知・黒谷地頭職」が菖蒲（波

多野）真盛に与えられたことがわかる（『益田家』三号）。翌二年の石見國中莊公惣田数注文案では、美濃郡の「庄領なかの、しやう（長野莊）」のうちとして、「ミのちくろたに（美濃地・黒谷）」があり、十一丁半とされている（『益田家』八六一号）。永仁三年（一二九五）の関東下知状では、藤原実秀の下黒谷郷知行が認められている（『益田實氏』三号）。藤原実秀は菖蒲（波多野）氏と考えられる。

文安五年（一四四八）、益田兼堯が黒谷郷と美濃地村の地頭職について訴えているとして、室町幕府は吉見頼世に参洛して説明するよう求めている（『益田家』五四二号）。翌六年、吉見頼世は益田兼堯に、書違（文書を交換して約束すること）により黒谷の地頭職と美濃地を渡すと伝えている（『益田家』五四四号）。宝徳二年（一四五〇）、山名氏関係者と思われる珍阿弥が益田兼堯に宛てた書状によると、黒谷の段錢は吉見氏の時代には支払われていたとあり（『益田家』五六五号）、吉見氏が黒谷を実効支配していた時期があるようだ。

したがって、一五世紀中頃には黒谷の支配をめぐって益田氏と吉見氏は対立関係にあったことがわかる。この頃、益田兼堯は、波多野氏秀被官に黒谷を渡され、野頼兼が黒谷城の警固を保賀氏に求めている（『花園大学所蔵保賀文書』『中世益田』一二八号）。

在京奉行人へと伝えさせており（『益田家』五五七号）、黒谷を直接掌握しようとしているように思われる。それはやはり吉見氏との対抗のためであろう。

黒谷をめぐる益田氏と吉見氏の対立は以後も続き、応仁・文明の乱中の文明三年（一四七一）頃、西軍方に属した益田貞兼は、同盟していた大内氏重臣の陶氏から「吉見分領并庄内黒谷」への出陣を求められており（『益田家』六一五号）、吉見分領とは区別されていることから、黒谷が益田氏領であること、また吉見氏に対する最前線であることがわかる。また「文明三年」の押紙のある、吉見成頼が益田貞兼に対して黒谷を譲るとする書状もある（『益田家』五九九号）。ただ、文明三年はまだ益田氏と吉見氏が激しく争っているため、年次は検討を要する。

また、この頃、大内氏の重臣内藤弘矩は、益田兼堯・貞兼に宛てて、山名掃部頭父子が上黒谷に船で打ち上がり、長野荘に向かっているとの風聞を伝えている（『益田家』六二三号）。上黒谷は内陸部であるため、やや不審な情報であるが、吉見氏との連携を意識した東軍方の山名氏の軍事行動かもしだれない。

足利義政は益田貞兼に、黒谷郷と美濃地村の地頭職を文明四年に安堵し（『益田家』一三三号）、同六年には長野荘全体の地頭職を還補している（『益田家』二三四・一八六号）。益田氏は基本的に西軍方として活動しているため、東軍方から安堵・還補を受けた背景については検討を要するが、とにかく、益田氏は黒谷・美濃地を含む長野荘全体の領有を幕府から認められた。一方で、文明四年の安堵と文明六年の還補の間の一時期、少なくとも名目上は、長野荘地頭職が他の領主に与えられていたと考えられることにも留意すべきである。以後、文明十五年の兼堯・貞兼から益田宗兼への譲状（『益田家』一一二号）や明応二年（一四九三）の室町幕府による宗兼の所領安堵（『益田家』一二四・二一五号）に、それぞれ黒谷郷と美濃地村の地頭職が見える。

延徳二年（一四九〇）と推定される飯尾為規の書状によれば、足利義視・義材の代始めにあたり、吉見氏と益田氏がそれぞれ証文を提出して美濃地・黒谷の安堵を

求めており、領有権をめぐる争いが継続していること、吉見氏にも領有権を主張できる根拠があることがわかる（『益田家』二四四号）。

大内義興が益田宗兼に対し、近年子細により相違していた黒谷三ヶ村を、新恩として預けるとする書状がある（『益田家』二一九号）。大日本古文書は「（永正四年カ）」としているが、義興の花押の形状から永正十年代以降の可能性が高い。また、「三ヶ村」がどのような構成かは現時点では不明である。永正七年（一五一〇）の益田宗兼宛行状写では、益田氏の一族益田兼勝に下黒谷の内で滝坂宅名が宛行わっている（『益田高友家文書』『中世益田』五〇六号）。

天文十五年（一五四六）の益田尹兼から益田藤兼への譲状では、上下黒谷地頭領家及び美濃地村地頭領家が譲渡され（『益田家』一八三号）、翌十六年に藤兼が大内氏に提出した知行分注文案にも黒谷と美濃地が見える（『益田家』八六四号）。

ところが、永禄十三年（一五七〇）の藤兼から益田元祥への譲渡所領注文では、黒谷三ヶ郷とあるが、「上黒谷、吉見押領分有之」とある（『益田家』三四六号）。

この間の経緯は次のようである。天文二十年の陶隆房（後に晴賢）の大内義隆への下剋上に際して、益田藤兼は陶隆房に積極的に協力した。⁽²⁾ 益田氏は同年十月には吉見正頼領に侵攻したが、津和野下領野戸路山（津和野町富田）で敗北した（『中世益田』六〇五・六一二号）。益田藤兼は吉見氏の反撃に備えて、当番である安富・高津に替わって横山での番をするよう俣賀氏に依頼している（『俣賀文書』『中世益田』六一四号）。ここに見える横山は、現在の益田市桂平町と同柏原町にまたがる山城で、中世の黒谷郷（特に上黒谷）を押さえるとともに、現在の県道一七号線に相当する道を、白杭峠を越えて益田氏領に侵攻してくる吉見氏に対する防衛拠点であったと考えられる。主郭の東側に施された四重の堀切などの遺構が良好に残り、益田市指定史跡になっている。

益田藤兼は天文二十二年末から陶晴賢率いる大内氏軍とともに吉見氏を攻撃するが、翌二十三年に毛利元就が陶氏から離反したため吉見氏と和睦、翌弘治元年（一

五五五）の毛利氏との巣島合戦により陶晴賢は戦死する。さらに毛利氏は大内氏領国に侵攻し、大内氏は滅亡する。益田氏は有力な味方を失い、毛利氏・吉見氏とは緊張関係にあり、孤立する。

そして、弘治二年、吉見正頼は重臣の上領頼兼に宛てて、黒谷横山を攻略した際、頼兼の郎党吉賀頼貞が城督の和田中務少輔を分捕つたことを褒めており（『閲聞録』卷一四三吉賀惣左衛門²『中世益田』六八〇号）、吉見氏が横山城を攻略したことがわかる。これにより黒谷の一部を吉見氏が征圧したのだろう。

以上のように、黒谷は益田氏と吉見氏が長期間にわたって激しく領有を争った地域であった。このような複数の勢力が拮抗する地域を「境目」と呼ぶが³、黒谷はまさに「境目」と呼ぶに相応しい地域と言える。一方で、このような「境目」地域は、各勢力から重視されるため、存在感を發揮することがしばしばあった。

本稿で紹介する文化財は、そのような「境目」地域の具体的な様相や文化を示すものである。

本稿は、平成二十八～三十年度国立歴史民俗博物館共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」（研究代表者・田中大喜）、平成三十年度東京大学史料編纂所一般共同研究「中世石見国高津川流域の史料調査と研究」（研究代表者・中司健一）、平成三十～令和二年度（予定）島根県古代文化センターテーマ研究「中世石見における在地領主の動向」の成果を含む。

註

(1) 出典史料を示すにあたり、『大日本古文書 家わけ第二十二 益田家文書』

所収のものは、同書の整理番号を付して『益田家』三号のように、『中世益田・

益田氏関係史料集』所収のものは、同書の整理番号を付して『中世益田』一一

五号のように、「益田實氏所藏文書」については、田中大喜・中島圭一・中司

健一・西田友広・渡邊浩貴「益田實氏所藏新出中世文書の紹介」（『国立歴史民

俗博物館研究報告』二一二集、二〇一八年）の整理番号を付して「益田實氏」三号のように、それぞれ省略して記す。

(2) 和田秀作「陶氏のクーデターと石見国人周布氏の動向」（『山口県地方史研究』七〇号、一九九三年）。

(3) 秋山伸隆「戦国大名領国の「境目」と「半納」」（同著『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九八〇年）。山本浩樹「戦国大名領国「境目」地域における合戦と民衆」（『年報中世史研究』一九、一九九四年）。

（中司 健一）

一、毛利博物館所蔵の豊田豊熊丸外二名連署言上状案

ここで紹介する豊田豊熊丸外二名連署言上状案（以下、本文書。図1）は、山口県防府市の公益財団法人毛利報公会の毛利博物館が所蔵する毛利家旧蔵文書のうちの一点である。『山口県史』史料編中世²において、毛利家旧蔵文書（諸家文書）第四号として紹介されている。

本文書は、小早川家文書や平佐家文書とともに巻子装されており、この巻子に収録されている文書は、昭和五十九年（一九八四）に重要文化財指定されている。巻子の整理番号は「元就二二」である。巻子には長さ四一・〇cm、幅一一・一cm、高さ八・八cmの木箱があり、巻子自体の縦の長さは三四・八cmである。

本文書の法量は、縦二六・四cm、横三六・六cmである。翻刻を次に記す。

（翻刻文）
〔兩〕三人ノ一筆案文

上黒谷依御扶持申上候条々事、

一於彼郷不慮之儀出来之時者、我等申合、

横山事出勢可取誘候、自然守護方

近辺より被取懸子細候者、以御扶持

可致馳走候事、

一就上黒谷土民等錯乱之儀、名田職
如元被仰付被返^上下候上者、前々緩怠
をハ留申、御意善惡不可申候、已後
緩怠歷然之時者、子細申上可有御成敗事、
一於上黒谷我等拘分御反錢事、公田役
各涯分奔走可申候、一切不可存無沙汰候、
以此旨可預御披露候、恐惶謹言、

永正四丁卯

黒谷周防守

八月三日

至善

領家右近將監

双仲

豊田

進上 「 」 美作守殿 豊熊丸

差出の一人目、黒谷至善の受領は因幡守と読まれていたが、実見したところ、周

防守が正しいと思われる。

本文書は、前後に安芸国人の小早川家文書（あるいはそう思われる文書）が収録されており、成卷された時点で小早川家文書と考えられていたようであり、『山口県史』でも宛所の某美作守は、小早川敬平に比定されている。しかし、本文書は、次のような理由から、小早川氏に関する文書ではなく、石見国の黒谷に関する文書と考えられる。

第一に上黒谷と横山という石見国黒谷と考えられる地名があらわれること、第二に差出の三名もやはり石見国美濃郡の領主と考えられるためである。第一の点については、はじめて述べた黒谷の概要で説明したとおりである。第二の点について、以下に説明する。

まず、黒谷氏については、文明九年（一四七七）に御所修理料段錢を徴収するため、室町幕府から上使として丸孝連が派遣され、これを益田氏が接待した際の記録（『益田家』五八二号）に、雑掌黒谷周防守の名前が見え、本文書の黒谷至善の父または近い親族である可能性が高い。また、第三章で紹介される、中山八幡宮の永正十四年（一五一七）の棟札に、本願主として黒谷周防守満善が見え、受領が同じで実名の「善」の字が共通するため、至善の子または近い親族である可能性が高い。したがって、黒谷周防守至善は益田氏の家臣であり、黒谷の領主であったと考えられる。

次に領家氏については^{〔補注〕}、一五世紀終わり頃から一六世紀初め頃と思われる畠山政長書状に、益田宗兼が番替に派遣した人物として領家又四郎が見える（『益田家』六四九号）。したがって益田氏家臣と思われる。益田市向横田町の向横田城跡について、領家氏が城主とする伝承があり、向横田の領主であった可能性がある。

最後に豊田氏については、石見国長野莊豊田郷（益田市横田町を中心とする地域）の地頭であった内田氏^{〔4〕}、またはその庶流と考えられる。文和一年（一三五三）に足利尊氏方の石見守護荒川詮頼は、「白上郷内河上村豊田但馬前司入道頓教跡」を某に宛行つており（『益田實氏』5号）、また、至徳二年（一三八五）に大内氏の有力一族の大内満弘が内田氏惣領の内田致世に「長野莊河上豊田帶刀左衛門尉跡」を預けており（『内田家文書』『中世益田』三一〇号）、黒谷に近い「河上」（益田市川登町）を領有していた内田氏庶流の豊田氏の存在も知られる。

以上のことから、本文書は石見国の黒谷に関する文書と考えられるが、問題となるのが宛所の人物である。ちょうど名字の部分が破損しており不明である。また、この頃、美作守を名乗る人物で、適当な人物が見当たらない。しかし、差出の三名がいずれも益田氏の家臣と考えられること、さらに上位者に披露を求められていることから、さしあたり益田氏の有力な一族または家臣と想定しておきたい。次に、内容を検討したい。

冒頭の一文から、差出の三名が上黒谷で扶持（おそらく給地）を与えたと考えられ、本文書が作成された直前に上黒谷の支配者の交替があった可能性が高い。

吉見氏に一時的に奪われていたのだろうか。

一つ目の一つ書きでは、差出の三名が上黒谷郷で不慮の事態が起ったときは横山城に駆けつけ防御を固め、守護方近辺のものから攻撃を受けた場合は、宛所の人物の支援を得て馳走することが誓われている。横山城が上黒谷地域の防衛上、重要な拠点と認識されていたことがあらためて確認できる。守護方からの攻撃が想定されているのは、はじめて述べた、応仁・文明の乱中に山名掃部頭父子が船で上黒谷に打ち上がったという情報が事実であり、再びそのような事態が起きたときの対応を記したものか。

二つ目の一つ書きでは、上黒谷の民衆が無秩序状態になつたことがあつたが、名田をもとどおり返還された以上は、これまでの怠慢をあらためて、上意に背かないこと、今後、怠慢をするものがあれば、報告して処分を仰ぐとしている。上黒谷の民衆が領主に対する抵抗を過去に起こしていたと考えられる。「境目」地域の民衆の主体性がうかがわれ、興味深い。

三つ目の一つ書きでは、差出の三人が保有する上黒谷の反銭や公田役についてはしっかりとこれを務めるとしている。

本文書の内容は、益田氏・吉見氏の「境目」地域の具体的な様相を示すものとして、たいへん興味深いものと言える。

註

(4) 内田氏または豊田氏については、国守進「石見内田家文書について」(『山口県文書館研究紀要』一号、一九七二年)、大山喬平「遠州御家人内田氏の史的考察」(『高田大屋敷遺跡 第八次発掘調査報告書』菊川町教育委員会、一九九年)、渡邊浩貴「石見国長野莊侯賀氏の本拠景観と生業・紛争」(『国立歴史

民俗博物館研究報告』二二二集、一〇一八年) を参照されたい。

【補註】

西田友広氏は、「南北朝時代の応安七年（一三七四）には、ト部仲光が長野莊惣政所安堵の奉書を発給しており、室町時代中期の応仁二年（一四六八）には、栗田宮社領長野莊豊田郷領家の一部が領家藏人太郎仲堯に安堵されている」ことを指摘し、「南北朝時代から室町時代中期まで、「仲」の字をその名前にもつト部氏の一族が長野莊の領家職を伝領していた」とし、さらに遡って、「長野莊は大治四年（一一二九）に石見守となつたト部兼仲によって待賢門院を本家、兼仲を領家とする莊園として成立し、待賢門院からその息子の後白河院に相伝され、後白河院によって栗田宮社領に寄進された結果、栗田宮社を管轄する青蓮院門跡を本家、「仲」を通字とするト部氏を領家とする莊園となつたと考えられる」と考察されている（西田友広「中世前期の石見国と益田氏」〈島根県古代文化センター編『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』島根県古代文化センター、二〇一八年〉）。この領家双仲も「仲」を通字とするト部氏の一族と考えられる。

（中司 健一）

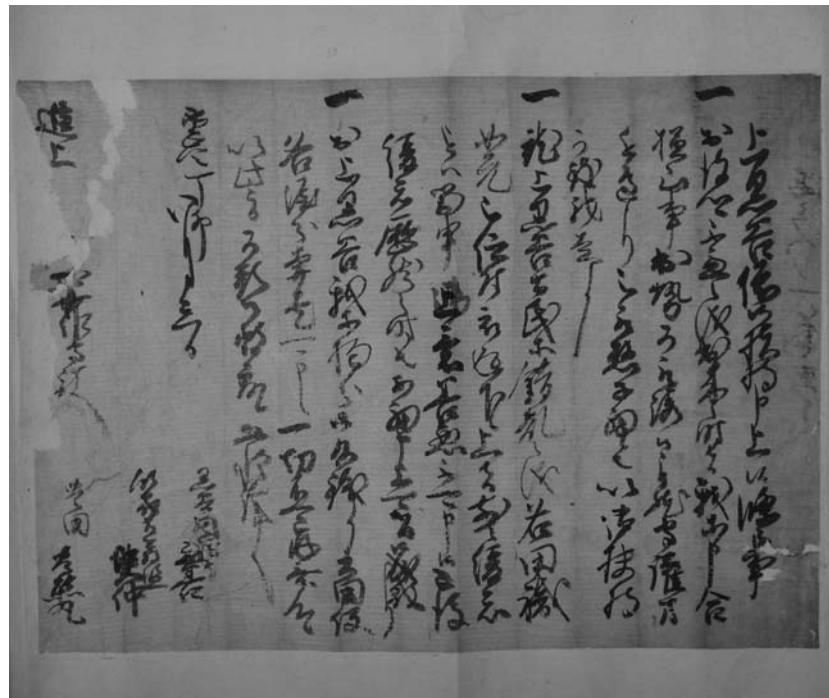


図1 豊田豊熊丸外二名連署言上状案（重要文化財。毛利博物館所蔵）

二、櫻木山八幡宮の仏像と神像

ここで紹介するのは、益田市上黒谷町・櫻木山八幡宮に伝来する彫像（図2）である。もともと同社の御神体として奉斎されていたと伝え、「木造座像御神体」として益田市指定文化財とされているが、正確な内訳は阿弥陀三尊像三軀と男神像一軀からなる。従来あまり紹介される機会の無かった像であるが⁽⁶⁾、このたび所蔵者の御厚情により調査を実施する機会を得た⁽⁷⁾。本章ではこれに基づき、諸像の基礎データと若干の知見を提示したい。

まず、五軀の基礎データは次の通りである。

（一）阿弥陀三尊像 三軀 木造素地（一部彩色）（図3）

【法量（単位はcm）】

〈阿弥陀如来像〉

全高（本体・台座）	四一・〇
像高	二三・八
髪際高	一九・七
面幅	五・九
胸奥	七・九
坐奥（裾含む）	一七・五
膝高（左）	三・四（右）三・七
台座総高	二一・二
全高（本体・台座）	四三・三
像高	二六・三
髪際高	一八・九
頂—顎	九・四
耳張	七・二
腹奥	九・〇
肘張	一五・七
膝張	一八・〇
面長	六・二
面奥	七・五
膝奥	一四・九
台座最大張	二一・八
台座最大奥	一九・四
頂—頸	一二・八
面長	五・四

面幅 五・六	耳張 六・七	面奥 七・七
胸奥 七・五	腹奥 八・六	膝奥 一五・八
坐奥（裾含む）一六・六	肘張 一四・六	膝張 一五・六
膝高（左）三・七（右）三・六		
台座総高 一七・七	台座最大張 一九・二	台座最大奥 一九・四
（勢至菩薩像）		
全高（本体・台座）四三・四		
像高 二六・一		
髪際高 一九・八	項一顎 一二・二	面長 五・八
面幅 五・九	耳張 七・二	面奥 八・七
胸奥 七・二	腹奥 八・七	膝張 一五・〇
坐奥（裾含む）一六・五	肘張 一四・八	膝奥 一六・三
膝高（左）三・八（右）三・七		
台座総高 一七・六	台座最大張 二〇・四	台座最大奥 一七・九

【形状】

〈阿弥陀如来像〉

螺旋は平彫り。髪際の正面中央で左右の分け目をあらわす。肉髻珠（肉髻の正面中央を半円形に削り落とし、彩色）・白毫相（彩色）。耳朶環状、貫通しない。首には一条の括りを表し、三道相は表さない。覆肩衣・袈裟・裙（上縁が胸下を横切る）をまとう。両袖は台座に懸けて両側面に長く垂らす。正面を向き、両手屈臂して腹前で弥陀定印を結んで台座（蓮華座・岩座）上に坐す。

〈觀音菩薩像〉

高髻を結う。上元結正面に菊座形飾りをあらわす。下元結紐一条。天冠台は下から紐一条、列弁。現状、白毫相は認められない。髪は毛筋彫り。髪際の正面中央で

面幅 五・六	耳張 六・七	面奥 七・七
胸奥 七・五	腹奥 八・六	膝奥 一五・八
坐奥（裾含む）一六・六	肘張 一四・六	膝張 一五・六
膝高（左）三・七（右）三・六		
台座総高 一七・七	台座最大張 一九・二	台座最大奥 一九・四

（勢至菩薩像）

左右の分け目をあらわす。髪髮耳を亘る。左右の髪髮に各一条の毛筋を刻む。両肩に垂髪を垂らす（墨描）。耳朶環状、貫通しない。三道相。条帛、裙、天衣をまとめる（着衣表現は背面で省略）。胸飾、臂钏、腕钏を着ける（彩色）。正面を向き、両手屈臂し両掌を仰いで腹前中央に寄せて持物（蓮台か、亡失）を執り、右足を前に手屈臂して台座（蓮華座・岩座）上に坐す。

（勢至菩薩像）

白毫相（彩色）。左の髪髮に五条、右の髪髮に三条の毛筋を刻む。垂髪は表さない。裙は正面中央で大きく折り返す。両手屈臂して胸前で合掌して坐す。他は觀音菩薩像に準ずる。

【構造】

〈阿弥陀如来像〉

一木造り。頭体幹部は両手、蓮華座の蓮肉、岩座まで含めて針葉樹一材製。内刳りなし。木芯は岩座の前方をかすめる。蓮華座の蓮弁は別材製。蓮肉に木釘で留める。

表面は素地を基本とするが一部に彩色。髪黒。肉髻珠赤。白毫金泥。眉・目の輪郭・黒目・口髭・顎鬚墨描。顔は黄土地らしきものがみえるが未詳。裙の上縁金泥、

他は朱。袈裟・覆肩衣の裏や縁に朱、表は各所に团花文（金泥地に輪郭などを墨描）。岩座黒。

〈觀音菩薩像〉

一木造り。頭体幹部は両手、蓮華座の蓮肉、岩座まで含めて針葉樹一材製。内刳りなし。木心は岩座では前方寄りに込め、本体では前に外す。腹前から両掌にかけ、円形に浅く刳る（もとは持物を矧ぎ付けたか）。蓮華座の蓮弁は別材製。蓮肉に木釘で留めたかにみえる小孔が各所にある。岩座背面に小孔を設ける。

表面は素地を基本とするが一部に彩色。髪黒。髪の元結紐朱。天冠台の紐朱、列

弁は不明。眉・目の輪郭・黒目・口髭・顎鬚墨描。唇朱。両肩上の垂髪墨描。胸飾、臂釧、腕釧は金泥に墨で縁取り（胸飾の瓔珞は各飾りの連結部分を朱線とする）。

蓮華座蓮肉に金泥が残る。岩座黒。

〈勢至菩薩像〉

一本造り。頭体幹部は両手、蓮華座の蓮肉、岩座まで含めて針葉樹一材製。内刳りなし。木芯は岩座では右寄りに込め、本体右上腕をかすめる。蓮華座の蓮弁は別材製とし木釘で蓮肉に留める。岩座背面に小孔を設ける。

表面は、両肩に垂髪は表されない。白毫金泥。天衣と裙に团花纹（金泥地に輪郭などを墨描）をあらわす。蓮華座の彩色は未詳。他は觀音菩薩像に準ずる。

【保存状態】

〈阿弥陀如来像〉

鼻先、唇付近を欠失。蓮華座の蓮弁は一枚のみ残し多くを亡失。

〈觀音菩薩像〉

両手第一指の先欠失、持物亡失、蓮華座の蓮弁全て亡失。

〈勢至菩薩像〉

蓮華座の蓮弁数枚を亡失する。

峴文明拾一王二寅
林鐘吉日

〈觀音菩薩像〉

台座背面に次の墨書銘がある。

大願主甲辰白

文明拾一王二寅吉日

〈勢至菩薩像〉

台座背面に次の墨書銘がある。

大願主甲辰欽白

峴文明拾一吉日

【銘記】

〈阿弥陀如來像〉

台座背面に次の墨書銘がある。

奉勸請阿弥陀尊像一尊
（※ この一行のみ墨が薄く、判読困難である）

(二) 男神像 二軀 木造彩色 (図4)
〔法量 (単位はcm)〕

〈その1〉

像高 二八・〇 最大幅 一二・一 最大奥 一二・〇

〈その2〉

像高 三五・五 最大幅 一六・〇 最大奥 一一・五

大願主甲辰欽白

【形状】

〈その1〉

巾子冠とみられる冠と衣をまとつ。目の周囲をやや窪ませ、目・鼻・口・耳を彫出。鼻から口元にかけて左右に各一条の皺をあらわす。衣は正面中央で上縁をU字状に弛ませる。坐すか。

〈その2〉

巾子冠とみられる冠と袍とみられる衣をまとつ。目は開目（墨描。彫出しない）。眉・鼻・口を彫出。口髭・顎鬚をあらわす（墨描）。拱手して坐すか。

【構造】

〈その1〉

一本造り。現状の全容を針葉樹の一材から彫成。内割りなし。木心左斜前に外す。面部の所々に白色が残る。髪を墨描。冠、衣は黒。

〈その2〉

一本造り。現状の全容を針葉樹の一材から彫成。内割りなし。木心右斜前に外す。眉・目・口髭・顎鬚・髪・耳を墨描。冠、衣は黒。

【銘記】

〈その1〉

なし

〈その2〉

背面に次の墨書銘がある。

天暦元年

八月

次に造形上の特徴から諸像の制作年代を考え、あわせて墨書銘との整合性を検討したい。

まず阿弥陀三尊像について考えたい。切れ長の目をし、面部の輪郭は角張り、肩など体軀の輪郭もまた全体に角張っている。体幹部と両足部は、なめらかな連続を示すというよりそれぞれにブロック状に肉取りされている。着衣の輪郭は、複雑な曲線を示すような箇所はほとんど無く、直線的に表される部分が多い。こうした全体に固く、角張る表現は、十五世紀当時の仏像一般の傾向を反映していると捉えられる。

また阿弥陀如来像にみられる、両袖を台座に懸けて長く垂らす着衣表現（いわゆる法衣垂下像の表現）は、宋元仏画の影響を受けつつ、鎌倉から南北朝時代を中心とする禅宗寺院などで流行したとされる。この点も墨書銘の年代とそれほど大きな矛盾はない。両脇侍像の高髻も、中世の流行の反映とみて良いであろう。

以上より、阿弥陀三尊像は作風の上から考えても、墨書銘の通り文明十四年（一四八二）の作と認めて良いように思われる。

ただし、本像には当時の一般的な仏像にはみられない特徴もいくつか認められる。すなわち、蓮華座の蓮肉やその下の岩座まで含めて全て一材から彫出し内割りを施さない点や、素地仕上げを基本とし彩色は一部にしか施さない点、着衣表現は輪郭の彫出のみを主とし、衣文線をあまり表現しない点などである。本像は単に鄙びた作風を示すだけではなく、こうした特徴からはむしろ神像彫刻との類似を認めるべきであろう。本像が八幡宮に伝来したことを前提にすれば、本像は通常の阿弥陀三尊像ではなく、八幡神の本地仏としての阿弥陀像として造像された可能性が考えられる。

なお、阿弥陀如来像台座背面の墨書銘のうち最初の一行のみ、現状では墨が薄く判読困難である。おそらく神仏分離の際、阿弥陀の尊名が記されていることに懸念を抱かれるなどして、この部分のみ消去されようとしたのではなかろうか。

一方、男神像二軀は、阿弥陀三尊像と大きく作風を異にし、素朴な傾向をより顕著にする。作風からは、当初から阿弥陀三尊像と一具であったとは思われない。ある時期に近隣の神社や祠から移坐されてきた可能性もあるだろう。頭体幹部の概略のみを表現する柱状の体軀や、わずかに縁を線刻するだけの極端に省略された着衣表現などから、両像とも江戸時代後期、十九世紀頃の作と考えられる。したがって墨書き銘にある天暦元年（九四七）の作とは認められないが、阿弥陀三尊像とあわせて御神体として伝来してきた歴史を重視すべきであろう。五軀の存在は、櫻木山八幡宮とその周辺が中世、近世を通じて地域の人々から信仰をあつめてきた証左といえる。

（濱田 恒志）

註

(5) 指定年月日は昭和四十三年（一九六八）八月二十一日。

(6) 本像を写真入りで紹介する文献として次のものがある。

・益田市教育委員会編『益田の文化財』、益田市教育委員会、一九八〇年初版、

一九八一年改訂。

・島根県立博物館編『石見の美術と文化財』、島根県立博物館、一九八一年。

・中司健一、角野広海編『特別展 益田氏vs吉見氏—石見の戦国時代—』展示ガイド、島根県立石見美術館、二〇一九年。

(7) 実査は平成三十年十一月二十一日、目次・中司両氏の協力を得て濱田恒志が行つた。

【挿図の出典】

全て本稿筆者撮影。



図2 阿弥陀三尊像・男神像
益田市・櫻木山八幡宮



図3-2 同 右側面



図3-1 阿弥陀如来像
益田市・櫻木山八幡宮



図3-4 同 背面墨書銘



図3-3 同 背面



図3-6 同 右側面



図3-5 観音菩薩像
益田市・櫻木山八幡宮



図3-8 同 背面墨書銘



図3-7 同 背面



図3-10 同 右側面



図3-9 勢至菩薩像
益田市・櫻木山八幡宮



図3-12 同 背面墨書銘



図3-11 同 背面



図4－2 同 右側面



図4－1 男神像（その1）
益田市・櫻木山八幡宮



図4－4 同 背面



図4－3 同 左斜側面



図4-6 同 右側面



図4-5 同 男神像（その2）
益田市・櫻木山八幡宮



図4-8 同 背面墨書銘（画像処理後）



図4-7 同 背面

三、中山八幡宮の棟札

ここでは、益田市黒周町・中山八幡宮が所蔵する戦国期の棟札一枚（図5）を翻刻し、紹介する。

同社は、鎌倉時代の正和年中（一二一〇～一二一七）に豊前国宇佐から字宮の尾の地へ勧請されたといい、永正一四年（一五一七）に現在地である字中山へ移転したと伝えられている。⁽⁸⁾今回の調査で拝見した同社の棟札は、永正一四年から大正一二年（一九二三）のものまで合計一三枚であった。

これらのうち最も古い永正一四年銘の棟札は、長さ一四四・〇cm、最大幅一九・四cmの大きさである。緩やかに尖る頂部から一二～一三cmほど下に三か所、底辺から約一六cm上に二か所、それぞれ釘穴が残されている。四隅の角や側面などにもろい部分はあるものの、虫損は少ない。残念ながら、頂部から底辺までほぼ真っすぐに縦に割れ、左右の二片に分割された格好となっている。幸い、断面をたやすく接合できるため、本来の形態に復することは容易である。

この棟札の翻刻文を別に掲げた。肉眼では文字が見えづらく、赤外線撮影を実施した。現状では判読が困難だが、墨書の痕跡を残す部分を検出できた。

なお、明治一二年（一八七八）政府の調査に対する県内各寺社の回答書を綴じた「宝物古器物古文書目録」が、島根県立図書館に保管されている。このうち「社寺宝物文書目録 島根県美濃郡上」（同館添付番号：寺社史料四五）の「黒周村八幡宮」の項には、内容の一致から本棟札の銘文と推定される記述もある。このことから、同社で少なくとも明治期から本棟札が保管されていたことが明らかになる。加えてその記述からは、今回未判読である、大工・鍛冶・役人といった人々についてより詳しく知ることができる。長谷川博史氏による翻刻文⁽⁹⁾を次に掲げる所以、あわせてご覧いただきたい。

一棟札

壱枚

永正拾四年卯月二十二日建立本願

主黒谷周防守藤原満善大工中山

次郎左衛門尉守信全小工三人全鍛

治井屋重右衛門全家頼火太郎

右エ門役人大江惣右衛門尉秀

元

本棟札銘文では、黒谷周防守満善が黒谷八幡宮の造営に本願主として関わったことが確かめられる。この人物は、前掲第一章の永正四年（一五〇七）八月三日付け「豊田豊熊丸外二名連署言上状案」に見える黒谷周防守至善と名字・受領が一致し、かつ実名の「善」字が共通することから、一族内のごく近い間柄にあった可能性が高い。黒谷氏の在地における活動の一端を示し、かつ益田氏と吉見氏との境目地域に関する史料として、本棟札は貴重なものと評価できるだろう。

(目次 謙一)

註

(8) 「益田支部（八八）八幡宮」（『神國島根』島根県神社庁編、一九八一年）。

(9) 「社寺宝物文書目録 島根県美濃郡上」（『中世山陰地域を中心とする棟札の研究 一二一〇～一二一〇一四年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書』研究代表者長谷川博史、二〇一五年、八二～八三ページ）。改行位置は同書掲載のままである。同書では翻刻文を載せる項目名を「上黒谷村八幡宮」とするが、長谷川氏のご教示により「黒周村八幡宮」に訂正し、引用する。



図5-2 同（裏）



図5-1 棟札（表）
益田市・中山八幡宮



同 翻刻文

〔 〕繁昌□家□□悉地円満當社産子村民息_炎子孫繁榮□碑如件
〔 〕安穩「 」大工「 」門守信「 」

〔 〕

□奉□□黒谷八□宮一宇□

諸□□至

当社_{別宮司}^{敬白}

小工 三人

同「 」重右衛門

于時永正十四□_{丁丑}極月廿一日 本願主黒谷周防守藤原満善

同家頼太郎右衛門

□人大江惣右衛門

【註】裏面は記載なし。□および「 」は解読できない部分を表す。校訂注は（ ）でくくり示した。

図5-3 同 赤外線画像（表）



図5-5 同 赤外線画像（下）



図5-4 同 赤外線画像（上）